

平成25年度の調査地区及び小字名です。

(事業費の縮小等により調査地区の変更も予想されます)

大根占

① 神川地区 1 1.25 km²

大島・梅ノ木・大尾・高山・西大塚

② 神川地区 2 0.96 km²

横尾東・後木場・益水一・益水二・蚯蚓山・石瀬戸山・益尾・水ナシコラ・丸山
・益水西平・益水・東大塚

田代

③ 田代麓地区 1.01 km²

山尻・永田宇都・蓑荷谷・湯之谷・井手口・長谷・馬渡・永田尾崎・牟田ヶ迫・
スゲ田・中尾

● 地籍調査について

- 1 年間の立会い日程計画をつくり、通知します。
- 2 現地調査（立会い）前に集合場所・時間等を示し、立会依頼の通知文書を出します。
- 3 立会いが出来ない場合は代理人の委任状を出していただいております。
- 4 南部開発等の終了した地域は地籍調査と同じ精度の測量が行われておりますので対象外です。
- 5 地籍調査では、台帳名義人の変更（名義変更）はできません。
- 6 地籍調査では、ある一定の条件が必要ですが、土地の分筆・合筆・地目変更・住所変更は出来ます。
- 7 地籍調査で打った杭は各自で管理していただきます。
(年間何千本かの杭を打ちますので役場で管理することは不可能です。ご理解ください。)
- 8 調査地区内、またはその周辺に測量用の杭（境界杭とは別です）を打たせていただきます。この際測量は見通しがきかないと出来ないのので雑木等の枝払いをさせていただく場合があります。
- 9 公民館等の主なところに黄色の目印テープを用意しておりますので、立会い日までに境界の枝払いをし、なえ竹等にテープを結んで境界のしるしをして立ててください。
- 10 平成25年度の現地立会いは、6月頃から行う予定です。

区 分	全体	大根占地区	田代地区
全体面積	163.15km ²	85.34km ²	77.81km ²
除外面積(国有林等)	56.63km ²	23.72km ²	32.91km ²
要調査面積	106.52km ²	61.62km ²	44.90km ²
平成24年度終了時実施済面積	78.23km ²	56.99km ²	21.24km ²
平成24年度終了時進捗率	73.44%	92.49%	47.31%

【問い合わせ先】 本庁住民税務課(地籍調査チーム)
支所住民生活課(税務チーム)

TEL 0994-22-3037
TEL 0994-25-2511